

## 4章 住民等への啓発・広報

表 2-4-1 に住民へ広報する情報を示す。災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止策等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS、広報紙、チラシの配布、説明会、回覧板、避難所への掲示等を被災状況や情報内容に応じて活用する。東日本大震災の例を参考に、仮置場の設置場所や開設日等について情報伝達するために、マスコミの活用を検討する。

表 2-4-1 住民へ広報する情報

項目	内容
通常のごみ収集	集積所の場所、分別方法、収集日時
し尿収集	収集の状況
仮置場の設置状況	仮置場の場所、分別方法、収集期間 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。 ※仮置場における便乗ごみの排出禁止や、不法投棄・不適正処理の禁止についても併せて周知する。
被災家屋の取扱い	対象物、手続き期間等の具体的な情報
災害廃棄物処理の進捗状況	地域ごとの処理の進捗状況、今後の処理計画
問合せ窓口	災害廃棄物を含む一般廃棄物に関する問い合わせ窓口